

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。

こうした観点から、経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、監査等委員として社外取締役を選任しております。監査等委員でもある社外取締役による意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂きつつ、経営を監視されることで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。また、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鎌田 和樹	2,468,100	41.12
ANRI1号投資事業有限責任組合	1,011,500	16.85
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	962,200	16.03
梅田 裕真	600,000	9.99
服部 義一	343,000	5.71
UUUM従業員持株会	57,940	0.96
山田 裕介	30,000	0.50
砂田 浩孝	24,000	0.40
中村 隆夫	4,000	0.06
高田 順司	960	0.01

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
-------------------------------	---------

決算期	5月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新9名
定款上の取締役の任期	更新1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新3名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 裕介	他の会社の出身者											
砂田 浩孝	他の会社の出身者											
中村 隆夫	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 裕介	○	○	――	証券会社、ベンチャーキャピタルでそれぞれ取締役を歴任し、豊富な業務運営、企業経営の経験と幅広い見識を有しております。当社の株主ではありますが、その持株比率は0.50％程度であり、当社に対する影響度は希薄であります。以上より、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。

砂田 浩孝	○	○	——	エンタテインメント業界における代表取締役としての豊富な経験・幅広い見識を有しております。当社の株主であります、その持株比率は0.40%程度であり、当社に対する影響度は希薄であります。以上より、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。
中村 隆夫	○	○	——	弁護士としての経験、さらに他社の取締役としての豊富な経験・幅広い見識を有しております。当社の株主であります、その持株比率は0.06%程度であり、当社に対する影響度は希薄であります。以上より、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員でない取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は、内部監査担当者から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示できる体制としており、また、随時会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門からの報告を求め、当社の業務執行に関する情報を収集しております。当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を配置する等、それを支える十分な人材及び体制を確保し、経営監視機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

UUUM株式会社(以下「当社」という)は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなします。

- 当社および当社子会社の出身者関係
 - 当社または当社子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員(顧問を含む。以下同じ)その他会社法施行規則2条3項6号に規定する者をいう。以下同じ)
 - 過去10年間に於いて、当社または当社子会社の取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員であったことがある者
- 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- 当社を主要な取引先(注1)とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先(注2)もしくはその業務執行者

4. 当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者
5. 当社から役員報酬以外に多額(注3)の金銭その他の財産を得ている専門家(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等)をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう)
6. 当社から多額(注4)の寄付を得ている者(当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう)
7. 当社の議決権の5%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者
8. 過去1年間に2から6に該当していたことがある者
9. 上記1から8のいずれか(重要でない者を除く)に該当する者の近親者

[注]

(注1)「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。

(注2)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。

(注3)ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。

(注4)ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会の決議により決定することとしております。また、長期インセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の社内取締役、従業員、顧問、クリエイターのうち、当社の取締役会が認めた者。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第4期の社内取締役の年間報酬総額は79,900千円であります。
第4期の社外取締役の年間報酬総額は11,800千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の報酬は、職責に応じた定額報酬(月額固定)、中・長期インセンティブとしてのストックオプションにて構成されております。なお、定額報酬につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額(社内取締役100百万円)の枠内で支給するものとしております。また、各取締役の支給額については、取締役会の授権を受けた代表取締役が各人の所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会の開催に際しての事前資料配布や説明など監査等委員である社外取締役に対する情報伝達については、コーポレートユニットが担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。

(取締役会)

取締役会は8名で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は常勤監査等委員である社外取締役1名と監査等委員である社外取締役2名の合計3名で構成されております。毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、法令、定款および当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議および業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。監査等委員監査は、常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づいて実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査等委員会において協議されております。

内部監査および監査等委員監査、会計監査の状況

(内部監査)

当社は、法令及び内部監査規程を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。

当社は独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役直轄のコーポレートユニットに所属する内部監査担当者1名が自己の属する部門を除く業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。また、コーポレートユニットの監査は他部門の責任者が内部監査担当者として実施することにより、監査の独立性を確保しております。

(監査等委員監査)

当社では、監査等委員監査の強化の観点から監査等委員会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査および会計監査の他に、会計監査人や内部監査担当との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

(会計監査の状況)

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく監査および金融商品取引法に準ずる監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、矢部直哉及び本間愛雄であり、監査業務に係わる補助者は、公認会計士4名及びその他5名であります。

(内部統制部門と監査等委員監査、内部監査、会計監査との連携)

監査等委員と会計監査人および内部監査担当は、随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。また、監査等委員は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査等委員、内部監査担当および会計監査人は、内部統制の監査および評価の実施に際して、コーポレートユニットに対して、業務の内容ならびに業務のリスクおよびそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、コーポレートユニットは、監査等委員、会計監査人および内部監査担当による指摘等を踏まえ、内部統制の整備および運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

監査等委員である社外取締役との関係

当社は、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、監査等委員として監査等委員会等にて、社内情報の収集に努めるとともに、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、内部監査担当および会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有および意見交換を行っております。

また、監査等委員である社外取締役は、コーポレートユニットを管轄する取締役より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。

当社において、社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、監査等委員である社外取締役は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を通じて、監査等委員監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は平成27年8月27日開催の第2回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役3名(内社外取締役3名)を選任しております。

取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することにより、迅速な意思決定を実現することを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成・公表はしていませんが、株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本に情報提供を努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定していませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ定期的な開催は予定していません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務ユニットにてIRを担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等の実施 今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会の決議により「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムを整備するとともに、運用を図っております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役、執行役員および使用人が、社会の中の企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役および執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。
- (2) 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を取締役に報告する。
- (3) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。
- (4) 取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く)は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- (5) 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役に報告する。
- (6) 業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。
- (7) 監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役(監査等委員を除く)および執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。
- (8) 当社は、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすること」を「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。
- (9) 金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。
- (10) 当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画および実施などによりコンプライアンス意識を徹底する。
- (11) 当社グループにおける法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。
- (12) 法令・定款・諸規程に違反が認定された場合、「就業規則」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。
- (13) 代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款および社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果および改善課題を代表取締役および監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

2. 当社の取締役(監査等委員を除く)の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、など重要な文書(電磁的記録を含む)については、法令・「文書管理規程」に従って、記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員および内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。
- (2) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき適切かつ安全に保存・管理する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会で制定される「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。
- (2) 個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。
- (3) リスク管理の対策組織は、定期的または必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性および影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。
- (4) リスク管理の対策組織は、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。
- (5) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して対応を実施する。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役、取締役(監査等委員を除く)および執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限および責任の明確化を図り、迅速かつ効率的に業務を執行する。
- (2) 重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役および執行役員で構成される経営会議で審議する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
- (2) 当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。
- (3) 内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果および改善課題を、代表取締役および監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、補助する取締役は置かない。

7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人については、補助すべき監査等委員会および監査等委員の職務に関連し、監査等委員会または監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。
- (2) 当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社グループの取締役、執行役員および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務および財産の状況などを報告する。

9. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員および使用人に対して解任、解雇その他のいかなる不利な取扱いも行わないことを周知する。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員会および監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。

(2) 監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。

(3) 監査等委員がその職務の執行に関し、緊急または臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。

(2) 監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人および内部監査担当者との間で定期的な連絡会を開催する。

(3) 監査等委員会は、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体へ出席することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力との関係を排除することを宣言しております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署および不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応体制として以下の体制を構築しております。

・統括責任者: コーポレートユニット担当役員

・統括部門: コーポレートユニット法務担当

・対応部門: 取引先に対する対応部門

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

・新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査ツールを用い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。

取引の開始時には、各種契約書等において、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

・既取引先等について

既存の全取引先について、民間の調査ツールを用い、反社会的勢力との関係の有無を調査しました。また、通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

・既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

外部講習会やセミナー等を通じて、反社会的勢力との関係排除の重要性について研鑽を重ねております。また、日常的に弁護士等外部専門家との連携体制を構築しています。なお、今後、東京都暴力追放運動推進センター等暴追センターへの加盟や定期的な警察署への訪問等、一層の体制整備の検討を進めてまいります。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部門に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社は、新入社員の入社時にコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除の重要性を説明しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



